

令和3年7月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月26日(月) 午後2時30分

2. 開催場所 坂井市多目的研修集会施設3階 大ホール

3. 出席委員 19名(番号は議席番号)

1番 大川 勝利	2番 末廣 秀夫	3番 清兼 義靖
4番 田中 勇樹	5番 南出 直美	6番 林 亮介
7番 牧野 典代	8番 伊藤 美津雄	9番 坪田 信次
10番 大嶋 裕一	11番 中垣内 勇夫	12番 木村 強
13番 田中 正信	14番 本田 雄揮	15番 坪川 敏光
16番 寺嶋 太寿男	17番 大嶋 謙一	18番 三寺 總左エ門
19番 森 勝義(会長)		

4. 欠席委員 0名

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

書記 村本 竜也

(農業振興課)

主事 小林 勇成

次長 小林 一裕

書記 安久 佐由美

6. 提出議案

議案第19号 農地の競売参加に係る買受適格証明願いの意見審議について

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第22号 現況証明願について

議案第23号 農用地利用集積計画の決定について

議案第24号 農地利用最適化推進委員の委嘱同意について

報告第6号 地目変更(畑地転換)届出の報告について

7. 議事録署名人

1番 大川委員

2番 末廣委員

事務局長

令和3年7月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。
只今の出席委員数は19名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。

森会長

<会長挨拶>

事務局長

それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。

議長

はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に1番大川委員、2番末廣委員を指名いたします。
それでは、議事に入ります。
議案第19号「農地の競売参加に係る買受適格証明願いの意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説明> では、議案第19号「農地の競売参加に係る買受適格証明願いの意見審議について」説明させていただきます。整理番号1番2番、出願人はともに丸岡町城北〇〇さん。申請地は、春江町西太郎丸、3,650㎡。同じく西太郎丸、450㎡です。出願人が最高価格買受申出人となった場合、農地法第3条の規定による許可基準をえられるかお諮りします。

議長

この議案につきまして、ご意見を伺います。
ご意見、ございませんか。

議長

無ければ、お諮りいたします。
議案第19号は、許可することに決定してよろしいでしょうか。

委員

<各委員> 異議なしの声

議長

異議がないと認めます。
議案第19号「農地の競売参加に係る買受適格証明願いの意見審議について」は許可することに決定いたしました。

次に、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説明> それでは、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」ご説明させていただきます。

整理番号12番。申請地は春江町田端、田、3,423㎡です。売買による所有権移転の案件で、譲渡人は春江町安沢〇〇さん。譲受人は春江町安沢〇〇さんです。許可後の経営面積は65aです。

整理番号13番および14番は、議案第19号にあった競売の案件です。申請地は春江町西太郎丸、田3,650㎡。同じく田、450㎡。譲受予定人は丸岡町城北〇〇さんです。

整理番号15番。申請地は丸岡町八ツ口、田、965㎡。譲渡人は丸岡町今福〇〇さん。譲受人は丸岡町八ツ口〇〇さんです。許可後の経営面積は137aです。

以上4件につきまして、ご審議の程をお願いいたします。

議長

この議案につきまして、ご意見を伺います。

委員 議長	<p>ご意見ございませんか。</p> <p><各委員> 異議なしの声</p> <p>それではお諮りいたします。</p>
議長	<p>議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説明> それでは、議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」ご説明させていただきます。</p> <p>まず、整理番号 20 番。太陽光発電用地として所有権設定の案件です。譲渡人は福井市高木町〇〇さんほか 7 名。譲受人は三国町緑ヶ丘 4 丁目(株)西陣 さんです。場所は三国町緑ヶ丘三丁目ほか 18 件、合計 4,794 m²です。</p> <p>続いて、整理番号 24 番。賃借権設定の案件です。借人は福井市日之出一丁目北陸電力送配電 福井支長さん、貸人は丸岡町八ツロ 〇〇さんほか 8 名です。鉄塔工事に伴う工事用地として一時転用するもので、場所は丸岡町八ツロほか 17 筆、田、29,855 m²のうち 19,523 m²です。</p> <p>続いて、整理番号 25 番。賃借権設定の案件です。借人は福井市中藤新保町 九頭竜砂利工業(株)さん。貸人は丸岡町坪ノ内 〇〇さんほか 1 名です。場所は丸岡町坪ノ内ほか 3 筆、田、8,951 m²のうち 5,238 m²です。こちらは砂利採取のため一年間の一時転用をするものです。</p> <p>整理番号 26 番。6 区画の宅地分譲を目的とした所有権移転の案件です。譲受人は春江町江留上日の出 〇〇さん、譲渡人は春江町江留上中央 〇〇さんほか 2 名です。場所は春江町江留上、畑、ほか 5 件、合計 762 m²です。</p> <p>整理番号 27 番。住宅建築を目的とした所有権移転の案件です。譲受人は福井市加茂河原 1 丁目 〇〇さん。譲渡人は東京都練馬区 〇〇さんほか 1 名です。土地は春江町中筋大手、田、面積 301 m²です。住宅建築の建築面積は 139.6 m²です。</p> <p>整理番号 28 番。所有権移転の案件です。譲受人は春江町江留上新町 〇〇さん。譲渡人は大阪市東成区で〇〇さんです。場所は丸岡町猪爪一丁目 966 m²で、4 区画の宅地造成を目的とする転用です。</p> <p>整理番号 29 番。所有権移転の案件です。譲受人は坂井町下新庄 坂井市長 坂本 憲男。譲渡人は坂井町下新庄 坂井土地改良区 さんです。申請地は坂井町下兵庫、田、5,708 m²です。民間保育所を建設するための事業用地として整備するものです。</p> <p>整理番号 30 番。所有権移転の案件です。譲受人は坂井町下兵庫 〇〇さん。譲渡人は春江町針原 坪金織物 さん。場所は坂井町下兵庫 764 m²のうち 264.47 m²です。住宅建築を行うためで、建築面積は 78.18 m²です。こちらは現在分筆を行っており、分筆完了後許可を出すということを県と協議しています。以上です。</p>
議長	<p>それでは、現地確認の報告をお願いします。整理番号 20 番、29 番を 11 番 中垣内委員、お願いします。</p>
中垣内委員	<p>11 番 中垣内です。整理番号 20 番は前月からの案件ですが、新たに調</p>

調整池を設ける見直しを加えております。調整池の容積は、過去の雨量をすべて調べたうえ、これらを超えないものとしています。また、太陽光パネルの下は、防草シートなどを施さずに、雨が自然に染み込むように対応するとのことです。環境全般については、地元とも協定を結んだということで、問題ないと思われまます。

整理番号 29 番は、保育園を移転するため埋め立て造成したいという申請です。排水は東側にされまして、西側は道を隔てて田がありますが今年の稲作が終わった頃、工事と聞いております。造成の際にはパイプライン等を整備してもらえよう要望しているとのことで、問題ないことを確認しました。以上ご審議をお願いします。

議 長

続いて、整理番号 24 番、28 番を 1 番 大川委員、お願いします。

大川委員

1 番 大川です。整理番号 24 番は鉄塔工事に伴う一時転用です。図面の水色で表示の一番大きい面積が鉄塔を作り直す場所で、周囲の農地隣地者には了解を得ているということです。小さい水色の表示は電線の張替え作業などに伴い工事車両の待機場所として確保するとのことです。営農には影響ないと思われまます。

整理番号 28 番は用途地域内の宅地造成の案件で、周囲は住宅街となっており水田がほぼない環境です。左との田の境に L 型側溝、道側には門型側溝を設けるとのことで、造成した後も左の田には雨水等が入らないよう L 型を高く設けると確認していますので、営農に影響ないことを判断しましたので、報告します。

議 長

続いて、整理番号 25 番を 18 番 三寺職務代理人、お願いします。

三寺委員

18 番 三寺です。整理番号 25 番は砂利採取の案件で、南西角地にあたり申請地約 5,000 m²のうち約 3,000 m²を土砂採取、残り約 2,000 m²を土砂置き場として使用するものです。北側は地境より約 5m、東南は約 3m あけて作業するとのことです。中央には沈殿池、集水柵を設けており排水は、兵庫川に流すとのことです。一般に砂利採取では泥がでると聞いているので業者には、問題がおきないように伝えてありますので、問題ないと思われまます。ご審議をお願いします。

議 長

続いて、整理番号 26 番、27 番、30 番を 3 番清兼委員お願いします。

清兼委員

3 番 清兼です。整理番号 26 番は図面の赤い線で囲まれた中が申請地ですが現地は雑種地で、周囲は住宅街で農地はありません。整理番号 27 番は、住宅街の中に位置しており、用途地域内であるため、特に営農に問題ないと思われまます。整理番号 30 番は現在の地番を分筆してから、住宅を建てるということになっています。現況も雑種地であり農地との隣接もないことから、営農に問題ないと思われまます。ご審議をお願いします。

議 長

続きまして、地元委員のご意見を伺います。

林委員

整理番号 20 番を 6 番林委員お願いします。

6 番 林です。整理番号 20 番について、前任の岡田委員より排水対策として調整池を設けるということで問題ないを確認しており、現地確認の意見のとおり問題ないと思われまます。

議 長

次に、整理番号 24 番を 14 番本田委員報告お願いします。

森 会長

14 番 本田です。整理番号 22 番につきましては、現地調査員の報告のとおりでございまして、周辺への影響もないと思われまますとからやむを得ない案件かと思われまます。ご審議の程お願いいたします。

議 長	次に、整理番号 25 番を 11 番中垣内委員お願いします。
本田委員	11 番中垣内です。整理番号 25 番について、申請地付近では砂利採取の実績がかなりあり、地元と十分協議されていると聞いております。問題ないと思われまますのでご審議お願いします。次に、整理番号 26 番、27 番を 13 番 田中委員お願いします。 13 番 田中です。現地調査の委員の報告とおりに問題ないと思われまます。次に、整理番号 28 番を 19 番森が報告します。 19 番森です。整理番号 28 番は区画整理行った地区で、前任の高山委員からは、隣接農地との間に L 型擁壁を設けており、雨水は道路側溝に流すと聞いておりますので、周辺営農に問題ないと思われまます。 次に、整理番号 29 番、30 番を 15 番坪川委員お願いします。 15 番 坪川です。整理番号 29 番は前任の飛田委員より、隣接する農地もなく U 字溝を設置することから問題ないと聞いております。整理番号 30 番についても前任の飛田委員より隣接する農地もなく雨水も東側の側溝に流すと聞いているため問題ないと思われまます。
議 長	それでは、この案件につきまして、皆様のご意見を伺います。 ご意見ございませんか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	それではお諮りいたします。 議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。
議 長	他に、ご意見はありませんか。 それでは、お諮りします。 議案第 21 号は、許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	異議がないと認めます。 議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め、意見決定いたしました。
議 長	次に、議案第 22 号「現況証明願について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<説 明> 議案第 22 号「現況証明願について」説明します。 整理番号 10 番、出願人は丸岡町下久米田 ○○さん。土地は丸岡町下久米田、畑、1,024 m ² です。経緯として昭和 63 年頃に集落センターを建設し、以後宅地として利用、現在に至るとの状況です。 以上、よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長	続いて、この案件について現地確認の報告をお願いします。 整理番号 10 番を 18 番三寺職務代理者、お願いします。
三寺委員	18 番 三寺です。整理番号 10 番、下久米田の中心に位置する場所に集落センターが昭和 63 年頃建てられたと聞いています。畑としての耕作もできないと思われまますので、非農地と確認しました。
議 長	続きまして、地元委員のご意見を伺います。

	整理番号 10 番を 1 番大川委員お願いします。
本田委員	1 番 本田です。現地確認された三寺職務代理者の報告のとおり農地でないことを確認しましたので、ご審議お願いします。
議 長	他に、ご意見ございませんか。 それでは、お諮りします。 議案第 22 号「現況証明願について」は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	異議がないと認めます。 議案第 22 号「現況証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。
議 長	次に、議案第 23 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。
事務局	<説 明> では、議案第 23 号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明させていただきます。 利用権設定を受ける者、いわゆる借り手側は 4 名、また利用権設定をする者、いわゆる貸し手側は 21 名となっております。次に、その利用権設定面積は、田、新規 6 筆、13,223 m ² 。畑、新規 31 筆 62,305 m ² です。更新は畑 2 件、5,908 m ² です。田畑新規更新合わせて 39 筆 81,436 m ² です。使用貸借権は田が 4 筆 12,078 m ² 。畑が 2 筆 560 m ² 。合計 6 筆、12,638 m ² です。所有権移転の案件は今回、ございません。説明は以上です。
議 長	それでは、ご意見を伺います。ご意見ございませんか。 議案第 23 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	ご異議がないと認めます。 議案第 23 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認いたしました。
議 長	次に、議案第 24 号「農地利用最適化推進委員の委嘱同意について」事務局の説明を求めます。
事務局	<説 明> では、議案第 24 号「農地利用最適化推進委員の委嘱同意について」説明します。農地最適化推進委員改選にあたり令和 3 年 2 月 26 日から 3 月 26 日まで募集を行った結果、28 名の応募がありました。農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により農業委員会の委嘱同意を求めるものです。応募の委員さんは、地域の農業上の実態などに精通しており、今後農地の集積化や最適化の推進などに努めていただきます。農業委員と連携し業務を進めていけたらと思います。以上です。
議 長	この件は同意案件なので、質問を省略し、採決したいと思いますがご異議ありませんか。 異議がないと認めます。 議案第 24 号「農地利用最適化推進委員の委嘱同意について」は原案のとおり同意することに決定しました。 続いて、報告第 6 号「地目変更（畑地転換）届の報告について」を議題といたします。事務局の報告をお願いします。

事務局

<説明> 報告第6号「地目変更（畑地転換）届の報告について」、説明します。

受付番号262番、場所は丸岡町小黒、ほか1筆の合計面積368㎡です。届出者は丸岡町小黒〇〇さん。畑作営農および育苗のために畑にするものです。

議長

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。